質疑•回答書

告示番号			件	名	庄内公園外施設再整備工事
No		質疑事項			回 答
1	第32号代価表複合遊具プレイポートワンダーはカタログ製品 単体なので、積算基準書の記載によると、桁等購入費の対象 外となる製品だと思われますが、なぜ対象製品だと考えている のか、根拠をお示しください。			費の対象	複合遊具は大型遊具として「桁等購入費」に該当するものと判断しています。
2	りますが、 積算基準 ⁻ 価格の平 ¹	事項3で人工芝デビロン#118の 建設物価に掲載の金額と乖離し では見積書の価格を採用する場 均価格とする。となっていますが、 をお示しください。	ております 合は異常f	- _。 直を除いた	3社見積りにより、金額を決定しています。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076

FAX 06-6858-7225

E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp